

平成27年 5月総務委員会（所管事項説明）

平成27年 5月19日（火）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

岸本委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時35分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の所管事務について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【所管事項及び重点事業の説明】（資料①）

【報告事項】なし

児嶋警察本部長

私からは、最近の治安情勢と県警察が取り組む本年の主要施策について御報告します。

まず、治安情勢ですが、昨年、徳島県は刑法犯認知件数と交通事故死者数の減少率が共に全国1位となり、中でも交通事故死者数は、道路交通法が施行された昭和35年以降、最少を記録しました。

検挙率は、9割を大きく超えて全国2位となった重要犯罪をはじめ、全刑法犯、窃盗犯のいずれも全国上位に名を連ねました。また、全国的には史上最悪となった特殊詐欺の被害額を四国で唯一減少に転じさせるなど、これまでの取組の成果が数字となって現れた1年でした。

県警察では、本年も引き続き、「安全安心を誇れる徳島県の実現」を運営指針とし、全国や世界にも誇れるほど高い水準の治安を、この徳島県において必ずや実現するという高い理想を現実のものとするため、更なる対策を進めてまいります。

それでは、主要施策として進める運営重点5項目について、御説明します。

第1は、「身近な犯罪の徹底抑止」です。

本年4月末の刑法犯認知件数は1,367件で、昨年同期に比べ2.8%減少しており、今年に入っても減少傾向が続いています。

そして、この減少基調を更に推し進めるため、本年4月1日から、地域警察官が制服を着用したままコンビニで食料品等を購入することを解禁しました。これは、コンビニにおける犯罪抑止対策の一環であり、制服警察官の姿を多くの人に見せることにより、効果的な防犯対策を推進していきます。

ストーカー・DV事案に端を発する殺人などの重大事件は、昨年、今年と発生はありませんが、この種の事案については、認知の段階で危険性や切迫性を見極めることが重要です。このため、警察本部人身安全対策室と各警察署に新たに設置した人身安全対策係との連携を強化し、被害者等の安全確保を徹底するとともに、加害者には先制的に厳しく対処

します。

本年最大の課題は、今なお猛威を振るい続ける特殊詐欺被害の根絶です。4月末現在の被害額は約4,560万円で、昨年同期に比べ約415万円減少していますが、認知件数は17件で、昨年同期に比べ5件増えています。このように地方の高齢者の大切な蓄えが、東京をはじめとする大都市の暴力団を肥え太らせ、新たな特殊詐欺を助長する悪の連鎖を絶対に断ち切らなければなりません。

このため本年4月、警察本部捜査第二課内に特殊詐欺対策官を設置し、検挙と予防体制を充実させたところです。県警察としては、これまで以上に的確な情報発信と金融機関等における水際対策を推進し、特殊詐欺被害から県民の皆様の財産を守り、安全安心を実感していただける活動を推進してまいります。

第2は、「重要犯罪等の徹底検挙」です。

本年4月末現在、重要犯罪の認知件数は9件、検挙件数6件、検挙率66.7%という状況です。

これまでに、板野郡板野町における持凶器殺人未遂事件、三好郡東みよし町における現住建造物等放火、殺人、殺人未遂事件、板野郡板野町における現住建造物等放火事件等が発生していますが、いずれも早期に検挙しています。

犯罪の早期検挙は、県民の安全・安心感につながることから、殺人、強盗等の重要犯罪はもとより、県民が身近に不安を感じる犯罪についても迅速・的確な初動捜査を徹底し、早期検挙に努めます。

構造的不正に対する取組では、本年1月につるぎ町議会議員選挙における公職選挙法違反事件、3月に破産管財人に対する贈賄申込み事件、4月に小松島市議会議員選挙及び牟岐町長選挙における公職選挙法違反事件を検挙しました。統一地方選挙については、なお継続捜査を推進しているところです。

政治・行政・経済に潜在する不正を摘発し、社会的公正の実現に寄与することは警察の重要な使命であり、今後も法と証拠に基づいて、構造的不正の摘発に努めます。

危険ドラッグについては、いまだ乱用の実態がみられるなど、依然として厳しい状況にあるものと認識しています。

こうした中、本年7月1日には、徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の改正条例が施行されることから、引き続き、県保健福祉部等の関係機関と連携した取締りを強化するとともに、危険ドラッグの危険性についての情報発信を進めます。

暴力団対策では、本年1月以降、県内に本拠を置く六代目山口組三代目心腹会の幹部や直系組員等を相次いで検挙しました。

同会は、昨年、三代目体制が発足したばかりであり、県警察では、本年を同会壊滅の絶好の機会と捉え、引き続き徹底的な暴力団対策を進めます。

第3は、「交通死亡事故の徹底防止」です。

県下の交通事故発生状況につきましては、本年4月に道路交通法が施行された昭和35年以降四国で初めて月間の交通死亡事故ゼロ件を記録し、交通量が増加する春のゴールデンウィーク中の発生もありませんでした。

昨日現在、発生件数、傷者数とも昨年同期に比べて減少しており、死者数は10人と同数で推移していることから、引き続きこの傾向を定着させたいと考えています。

本県では、ここ数年、高齢者の年間交通死亡事故死者数が6割を超え、全国平均を上回っているほか、依然として飲酒運転による交通事故も発生しています。

県警察では、子供や高齢者を守り、交通死亡事故の徹底防止を図るため、引き続き、横断歩行者妨害、交差点ルール違反等の取締りに力を入れるとともに、交通事故の発生傾向と原因を精密に分析し、危険ドラッグなど薬物使用による危険運転の防止など、交通事故防止に実効性のある対策を進めます。

第4は、「大規模災害等への徹底対処」です。

南海トラフ地震をはじめとする、あらゆる自然災害に対しては、迅速かつ的確な対処ができるよう、活動拠点の整備・機能強化を計画的に進めるとともに、初動対応や装備資機材の習熟訓練、自治体や関係機関と連携した災害警備訓練等を反復実施してまいります。

また、自然災害だけでなく、イスラム国の台頭等を踏まえ、国際テロなどの脅威にも的確に対処できるよう、様々な事態を想定した訓練を重ねるとともに、自治体、消防、自衛隊等の関係機関との連携を密にし、緊急事態への対処能力の向上に努めてまいります。

第5は、「組織基盤の徹底強化」です。

今春の定期異動では、警察本部に特殊詐欺の被害防止活動と捜査活動を統括する特殊詐欺対策官と、総合的かつ効果的な高齢者対策を推進するための高齢者対策係を設置しました。

また、警察署に人身安全対策係を設置し、ストーカー・DV事案の対処体制を整えたほか、県警初となる女性刑事課長を配置しました。

引き続き、社会変化に適応した強い組織づくりと女性職員の力を一層活用した組織運営に努めます。

また、限られた人員の中、個々の職員が持てる力を発揮し、最大限の成果を上げられるよう、業務の合理化・効率化や、若手警察官の早期戦力化、術科技能の強化、優秀な人材の確保などを進めます。

以上が県警察が取り組む本年の主要施策です。

変化の激しい現下の社会情勢の中にあって、引き続き、組織の総力を挙げ、安全安心を誇れる徳島県の実現を目指し、もって県警察も地方創生の重要な一翼を担うべく努力してまいります。

委員の皆様方には、今後とも、県警察に対する御指導を賜りますようお願いしまして、私からの報告とさせていただきます。

河村警務部長

続きまして、本県警察の組織と事務分掌について御説明申し上げます。

はじめに、県警察の組織について御説明申し上げます。

県警察は、徳島県公安委員会の管理の下に、警察本部長が警察全体の事務を統括しているところでございます。

組織といたしましては、お手元の説明資料1ページのとおり、警察本部に5部、24課、3隊、1所の所属、職員の教育訓練を行う警察学校1校、管轄区域内の警察事務を処理する警察署13署で構成しております。

なお、交番、駐在所等につきましては、交番26所、駐在所105所、警備派出所1所、検

問所1所となっております。

次に、部署別の説明を申し上げます。

お手元の説明資料8ページから20ページでございますとおり、本日現在、警察本部には警察学校を含め700人を配置しております。警察署には、県下13警察署に1,110人を配置しております。県警察は、以上1,810人の体制でございます。

次に、事務分掌について御説明申し上げます。

まず、警務部でございます。

警務部には、総務課、情報発信課、会計課、拠点整備課、警務課、監察課、情報管理課、教養課及び厚生課の9課がございます。その事務分掌と幹部職員については21ページから23ページに記載のとおりでございます。

次に、生活安全部でございます。

生活安全部には、生活安全企画課、地域課、通信指令課、少年課及び生活環境課の5課がございます。その事務分掌と幹部職員については24ページから25ページに記載のとおりでございます。

次に、刑事部でございます。

刑事部には、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課、鑑識課及び科学捜査研究所の4課1所がございます。その事務分掌と幹部職員については26ページから27ページに記載のとおりでございます。

次に、交通部でございます。

交通部には、交通企画課、交通規制課、交通指導課、運転免許課、交通機動隊及び高速道路交通警察隊の4課2隊がございます。その事務分掌と幹部職員については28ページから29ページに記載のとおりでございます。

次に、警備部でございます。

警備部には、公安課、警備課及び機動隊の2課1隊がございます。その事務分掌と幹部職員については30ページ記載のとおりでございます。

最後に、警察学校でございます。

その事務分掌と幹部職員については、同じく30ページに記載のとおりでございます。

以上が県警察の組織と事務分掌の概略でございます。

総務委員の皆様におかれましては、今後とも御指導ごべんたつのほど、よろしくお願いたします。

石川警務部理事官

私からは、平成27年度歳入歳出予算の総括等について御説明申し上げます。

説明資料の2ページをお開きください。

平成27年度警察本部当初予算額については、総括表の一番下の欄に記載のとおり、207億4,015万1,000円で、前年度当初予算額と比較して17億6,071万6,000円、率にして7.8%の減額となっております。その財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

当初予算額の区分につきまして、事項ごとに御説明いたします。

まず、公安委員会費として公安委員の報酬、公安委員会の運営及び風俗営業関係等の許

可事務に要する経費 1,489 万 2,000 円、次に、警察本部費として警察職員の給与、警察施設の光熱水費及び維持管理に要する経費などで 176 億 146 万 6,000 円、警察施設費として交番・駐在所の整備、警察施設の防災機能強化及び警察署の耐震改修経費として 4 億 6,607 万 6,000 円、運転免許費として運転免許試験や行政処分及び運転免許証の作成等に要する経費 6 億 4,154 万 2,000 円、恩給及び退職年金費として恩給受給者に対する恩給等に要する経費 3,790 万 5,000 円、最後に、警察活動費として装備品の整備や交通安全施設整備に要する経費などで 19 億 7,827 万円という状況であります。

続きまして、3 ページを御覧ください。

繰越明許費の状況について、御説明いたします。

平成27年度への繰越事業は、警察本部庁舎空調更新に要する経費 7 億 300 万円であります。

繰越しの理由につきましては、計画に関する諸条件により、年度内に工事の完了が困難になったことから翌年度に繰り越したものであります。

最後に、債務負担行為の状況について御説明いたします。

美馬警察署の耐震改修工事につきましては、平成27及び28年度の2か年で実施することとしておりますが、平成27年度に2か年分の工事契約を締結する都合上、平成28年度の工事経費の限度額 2 億 6,476 万 4,000 円について、あらかじめ議決を受けたものであります。

以上、平成27年度歳入歳出予算の総括等について、御説明を申し上げました。

岸本委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては、所管事務に関するもの及び特に緊急を要するものにとどめたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきまして、委員1人当たり、1日につき答弁を含め、おおむね40分とし、委員全員が質疑を終わって、なお時間がある場合、又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

中山委員

先日、新聞に気になる記事が載っておりましたので、ちょっと質問したいと思います。その記事というのは、小松島市内の79歳の男性がだまされたふり作戦で、犯人の検挙協力をしたという記事でございました。先の2月議会で、県警察の本年最大の課題は特殊詐欺被害の根絶である。このだまされたふり作戦を積極的に行い、被害の未然防止に努めるといふ決意を表明されました。

先ほど申しました記事について質問したいと思いますが、まずは、県警察が検挙した特殊詐欺のうち、だまされたふり作戦で検挙したのは、以前にもあったのかどうか。それにより被害額はどのくらい防げたのかということを知りたいと思います。

鹿山刑事部長

だまされたふり作戦でございますが、この作戦自体は特殊詐欺の犯人からの電話、これが、詐欺だと見破った場合に被害者の方に協力を求めて、その協力をもとに、犯人に現金を手渡す機会を利用して、検挙に結びつける方法であります。

本県におけるだまされたふり作戦を実施した現金受け取り方の検挙状況でございますが、委員おしゃったとおり、5月12日に県南の警察署において振り込め類似詐欺の未遂事件の被疑者1名、これを現行犯逮捕して、現在、捜査をしているところでございます。

事件等に関しては、平成26年は3件9名で、いずれも息子になりすます等のオレオレ詐欺でした。平成25年中は1件3名、株取引名下の詐欺でございました。

委員御指摘のとおり、これによる被害の防止とのことですが、とりあえず、だまされたふり作戦の際、提示された金額、これについてはその段階で防止しておりますので、その金額と言うことでありますが、平成25年は1件で300万円、平成26年は3件で2,600万円、平成27年は、先ほどの件で400万円だまされそうになって、それを未然に防止したということでございますので、被疑者を検挙したことによって、それ以降の犯罪、これを防止したということになるかと思っております。

なお、特殊詐欺の検挙による被害額、摘発した金額というのは平成25年は約1億円、平成26年は約4,000万円、現在事件については捜査中のことでございますので、述べさせてもらえるのは以上のような状況です。

中山委員

今回、だまされたふり作戦で、2,600万円という大きな金額が未然に防げたという御努力に、敬意を表したいと思えます。ただ、これはやはり被害者の協力があってこそ成り立つものでありまして、当然、金銭的な協力金が発生しないんですね。善意の第三者が犯人を検挙するために協力していただいていると思えますが、やはり、誰もが事件とか事故に巻き込まれたくはないということを思うのは当然であって、例えば、協力してくれている人の安全というのはどのように確保するのかということと、どういうふうな方法でその人を説得に至ったのかということ、その辺をお聞きします。

鹿山刑事部長

今回の事件でございますが、県南に住む高齢男性に架空会社を名乗る犯人グループから電話がかかってきまして、要は名前を貸して、名義貸しでその違約金という名目でだまされそうになって、最終的に警察に相談。男性の協力を得て、今回の実施ということでございます。

被害者に協力を求める際ですが、端的に言えば、捜査員から捜査の方法について丁寧に説明をいたします。また、その作戦については常時捜査員が付き従っておりまして、被害者の体調を考慮しながら、指導助言をしているという方法をとっています。

被害者については非常に健康な方で、その心配もなく協力要請に快諾していただきました。それによって、犯人の要求に応じたふりをしていただいて、今回の事件の検挙に結びついたということになります。

捜査員は、日ごろからこの種作戦を遂行するためにいろいろな訓練、若しくは被害者の指導をやっているということでもあります。

なお、委員御指摘のように被害者の保護という観点は非常に大事でございます。二次被害のおそれもあるということですから、今後とも、被害者とは緊密な連絡を取りながら、被害者の保護に当たっていきたいと考えております。

中山委員

実は、「小松島市内の79歳の男性」と、ここまで特定して報道されたんですけど、鹿山部長は、南部の男性というふうな言い方をされましたよね。やはり、それくらいの配慮があつてしかるべきでなかったのかなと私は思いますが、その辺、どう思われますか。

石川警務部理事官

広報の関係のことだろうと思いますから、私の方から説明させていただきます。

警察広報につきましては明確な基準というか、これは言わないとか、言うとか、そういった明確な基準というのはございません。ですが、通常の場合で申し上げますと、通常被害者の氏名とか年齢、あるいは住居の区分、何市くらいまでは実名で広報しているところでございます。

しかしながら、今回のケースのように被害者のプライバシーの保護とか、発表することによって得る公益性などもございます。例えば、だまされたふり作戦ですと、そういうことで検挙していますということを広報いたしますと、例えばそれを読んだ被疑者とか、これからだましてやろうという者が、徳島県で何か作業をやろうと思つても、徳島県はだまされたふり作戦をやっているから、これちょっとやめておこうかという抑止部分にも非常に役に立つということですので、だまされたふり作戦自体を広報することについては、非常に有益性があるのではないかと考えております。

しかし、委員御指摘のとおり、そのプライバシーとか二次被害ということを感じて、「県南部の男性」くらいにしておけば良かったという意見につきましては、プライバシーの保護を総合的に判断して、今後、広報の参考にさせていただきたいと考えております。

中山委員

石川理事官がおっしゃったように、抑止力になるというのはよく分かります。でもやはり、今後も特殊詐欺事件というのは減らない。金額は今回減りましたけれども、件数は増えているようです。これからますます認知症の方も増えてきて、そういう人たちを狙った新たな手口も増えてくると思うんですよ。やはり、認知症になったふりとか、だまされたふりですね、これからもやっぱり続けて捜査をしていかなければいけない。限りなくゼロに近づけていかななくてはいけないと思いますので、是非とも協力者の保護というのは、本当に気を付けていただいて、まさかがあつてはならないことですから、その辺のところを十分気を付けていただきたいと思います。

それと先ほど、本部長の説明の中で特殊詐欺対策官というのがありましたけれども、今回の事件で、特殊詐欺対策官という方は何かの動きをされたのでしょうか。

鹿山刑事部長

先ほど委員から質問がありましたとおり、県警では特殊詐欺総合対策室設置要綱を改正

しまして、本年4月1日に特殊詐欺対策官を新設いたしました。

その特殊詐欺対策官ですが、詐欺グループ摘発に当たる捜査部門、それと被害防止のための啓発活動を担う部門、若しくは情報収集する部門、これを連携強化しまして迅速的確な取締り、若しくは被害対策を講じるために設置されました。

今回の事件に関してですが、特殊詐欺対策官に関しましては、作戦に関して所轄警察署と本部の事件担当課の連絡調整を行い、現場において事件指揮もやっております。

なお、今後、事件の進展に合わせて被害防止策など、生活安全部門との連携も深めていく予定でございます。

中山委員

分かりました。最後に、今回逮捕した犯人は18歳と非常に若い青年というか、少年だったと書いてあったと思いますが、少年がそんなに悪びれることもなく、アルバイト感覚で「かけ子」とか「受け子」というのがあるんですね。電話をかけたり、お金を受けたりするようなことがあるらしくて、いずれにしても、そんなに罪の意識を感じていない。組織で言えば、使いつ走りとか末端の犯罪者だと思いますが、それを逮捕しても、なかなか特殊詐欺の根絶には至らないと思います。その大元を逮捕しなければいけないと思いますが、今後、その大元対策に向けて、県警察の動きというののはどのようにお考えでしょうか。

鹿山刑事部長

委員御指摘のとおり、今回未成年者の者が「受け子」と称する、いわば現金を取りに行く役をやっておりました。今回の事件はまだ捜査中ですが、全国的な事例を見ても「受け子」が非常に未成年者が多いという状況でありますし、先ほど委員もおっしゃったとおりアルバイト感覚というところもあろうかと思えます。

県警としましては、この事件から突き上げ捜査を徹底しまして、首謀者の検挙若しくは犯人グループの解体、これを目指しております。そのため警察全部門の情報収集と集約、これをやるとともに、関係機関との連携、これを強化して犯行グループの中核被疑者を解明している途中です。

昨年は、このだまされたふり作戦を糸口といたしまして、首都圏にある、いわゆるそのグループのアジト、若しくは関係者を割り出しまして一斉摘発を行い、首謀者を検挙して一部犯行グループも壊滅しております。今後も努力していきます。

中山委員

先日頂いた資料で、5月17日現在の特殊詐欺被害全体の被害件数が22件、これはプラス10件と聞いております。金額は4,950万円で、わずかに34万円減額になっておりますけれども、それでも大きい金額だと思います。少し前の新聞で、兵庫県だったと思いますが、被害が1人で1億円、たった1件で1億円余りの被害があったという記事を見た気がしますので、やはり先ほども申したように、高齢者の方たちもかかりやすくなるのかなと思いますので、先ほどおっしゃっていた高齢者対策係の方と特殊詐欺対策官が連携して、高齢者の方たちにとっては本当に虎の子のお金だと思うので、もしなくなったらやはり生死に関わ

る、生活ができないということになる可能性が大いにありますので、特殊詐欺根絶に向けて、より一層の御努力をしていただくように申し上げて終わります。

達田委員

先ほど、本部長さんから説明を頂きました組織基盤の徹底強化の中で、女性の視点を一層反映した警察運営ということで、女性の登用拡大等を推進するということが述べられました。この中で、女性刑事課長さんも誕生したということなのですが、これによって具体的に、どういうふうなことが組織基盤の徹底強化で、警察の活動がより活発になっていけるのかという、そこがちょっと分かりにくかったので、この登用拡大等についての効果について、是非教えていただけたらと思います。

河村警務部長

女性の登用拡大についての御質問でございますが、御案内のとおり、政府挙げて女性の登用拡大を進めているところではございまして、警察におきましても、女性の視線を一層反映した警察運営をしていくところでございます。

まず、女性刑事課長が誕生したことでございますが、これは実力によって男性も女性も関係なく刑事課長になるということで、昇任試験も合格して、順当に就任しています。それとは別に、女性の視線を一層計画に反映させるために、例えば、女性被疑者の取扱いでございませうとか、女性の被害者に対する対応であるとかという、男性では気付かないものについても検討していただいて、施策に反映していたりとか、あとは、非常に県民対応におきましても女性を望まれる方も多いという意見がございますので、そういった面でも活用しているところでございます。

いずれにいたしましても、男性も女性も余り分け隔てなく、活躍できる組織を目指しているところでございまして、そのために県警としましては、女性警察官の人数の数値目標を設定して採用の増加に努めているところでございます。

達田委員

いろいろな犯罪があると思うんですけれども、特に女性を狙った犯罪もあり、DVであるとか痴漢行為であるとか、男性ばかり目の前におりますと、被害の様子もなかなか口には出せないというようなことをお聞きいたします。ですから、女性が登用されるということが、やはりそういう面でも非常に良いことであると思いますので、今後どんどん進めていただきたいと思います。

それと、実は新聞記事で知ったんですけれども、女性の警察官の仕事で、違反切符に虚偽記載というような報道がされておりました。それで、徳島東警察署の50代の女性巡査部長さんと30代の女性巡査長さんが、違法駐車取締り手続を簡略に済ませようとして、交通切符に事実と異なる内容を記載していたというようなことで処分をされたわけなんですけれども、私は田舎で住んでいますので、違法駐車取締りというのは余り見たこともありませんで、ちょっとイメージが湧かなかったんですね。それで、できましたら、その内容がどのようなことで、どのような処分、あと訓戒とか注意とかいうのがありますけれども、どのような違いがあるのか分かりませんので、教えていただけたらと思います。

久次米首席監察官

委員から御質問ありました，処分の内容の基準等についてお答えさせていただきます。

まず，処分の基準ですが，警察職員が行う非違事案に対する措置としましては，地方公務員法に規定をされております懲戒処分，免職，停職，減給，戒告がございます。このほか，警察内部のいわゆる訓令で規定されております監督上の措置と申しますが，訓戒それと注意の2種類がございます。懲戒処分につきましては，調査等の結果，明らかとなりました事実に即して，警察庁の懲戒処分の指針を参考にして厳正に対処しているところでございます。

監督上の措置，これにつきましては懲戒処分に至らない規律違反，これに対しまして，任命権者又は指揮監督権を有する者，いわゆる所属長になりますが，当該職員の以後の職務履行の改善向上，これを図るために行うというものでございます。

今申しました，懲戒処分であるとか監督上の措置，これの処分をどう決定するかということですが，これにつきましては，行為の動機でありますとか，態様あるいはその結果，当該行為の他の職員とか，あるいは社会に与える影響等々を総合的に考慮して決定していくというところでございます。

もう1点，交通切符の偽造事案の態様についての御質問ですが，本年2月中旬に，いわゆる青空駐車交通切符を作成するに当たりまして，実際は夫が妻名義の車両を，また妻が夫名義の車両をそれぞれ駐車していたにもかかわらず，それぞれが自分名義の車両を駐車したように交通切符を作成したという事案でございます。

この事案が発覚しましてから，所要の捜査を推進いたしまして，4月15日に虚偽有印公文書作成等行使罪で事件送致をしております。

誠に遺憾でございまして，今後組織を挙げて再発防止に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

達田委員

処分にはいろいろな内容があるということをお聞きいたしました，懲戒には至らないということは，普通，処分によって反省をして，そして二度とこういうことが起きないように真面目に仕事をされるということもできたわけですね。しかし，この方は，本人の希望であるとはいえ，退職をされているということなんです。ですから，本人が依願退職をされたということについていろいろ考えられるんですけども，警察官といいますのは私たちの目から見て，非常に正義感の強い人たちばかりでございますので，やはりそういうことを起こしたということについて非常に反省して，いたたまれない思いで退職されたのか，あるいは他にもまだ何か理由があって辞めざるを得なくなったのかというのがあるんですけども，せっかく女性警察官として働いていた方が，本当にいけないことなんです，虚偽記載ということをしてしまって，1人は辞めざるを得なくなってしまったということについて，きちんと指導して立ち直らせる，そしてまた引き続き働かせるというようなことができなかつたのかと残念な思いなんですけれども，それはいかがでしょうか。

久次米首席監察官

達田委員のおっしゃるとおりでございます、今回は本部長訓戒の措置です。

これは、いわゆる先ほども申しました監督上の措置ということで、免職等の処分ではございませんので、免職等のいわゆる懲戒処分には至らない程度の行為であったということで、監督上の措置を取っております。したがって、退職の必要というのはありませんでした。ただ、今回の退職の理由というのは、あくまでも本人の意思に基づくものでございます。本人が、十分考えた末に自ら辞職を申し出られたものでございます。この事案に対しての指導というのは、所轄の方において指導はしておりますが、それも含めた上で、本人が考えて決定したものであると考えております。

達田委員

この取調べの中で虚偽記載をどうしてしたのかと言いますと、やっぱり名義人と運転者が違うと手続が複雑になるからということで、ついついやってしまったということなんです。正しい記載をするのと虚偽記載をするのでは、どれくらい手間といますか時間が違うのでしょうか。

薄墨交通部長

ただいまの正しい記載と違った記載、このケースの場合につきましては、違反者と車の所有者が異なりますので、裏付けのための供述調書というのが別途必要になってまいります。事案によりまして、30分から1時間あったら、この供述調書の作成はできるのではないかと考えております。

達田委員

私は、車の取締りによって、帰ってその調書を作らないといけないという、そういう仕事がどれくらいあるのかというのが分かりませんが、やっぱり、手っとり早く済ませたいという思いがあったわけですね。ということは、少しでも時間を短縮したいというようなことで、他の仕事もいっぱい持っていて、なかなかこなせないからというのがあったのではないかなというのが素人の考えですけれども、仕事がものすごくたくさんあって大変だったからというのはないのでしょうか。

薄墨交通部長

当該職員の業務負担につきまして調べましたところ、ほとんどが交通切符の作成業務に従事しております。作成件数につきましても、他の署員と比べて業務量が集中して負担となっていたということはございませんでした。

達田委員

そうしますと、やっぱり辞めざるを得なくなったというか、辞めてとは言われていないわけですが、本人が希望でお辞めになったということで、虚偽記載、この場合は駐車に関しての虚偽記載なんですけれども、過去にこういうふうな虚偽の記載をしたとか、いろんな失敗があったというようなことはないんですか。これが初めてだったんですか。

薄墨交通部長

過去の状況について調査しました結果、このようなことをしたという不適正な事案はありませんでした。

達田委員

この組織基盤の徹底強化ということで、女性の登用拡大等を推進するということが掲げられているんですが、このような虚偽記載をして、いたたまれなく辞めざるを得ないというようなことで、せっかくの女性警察官が辞めてしまったということは非常に残念なことなんですね。それで、そういうことが絶対に起こらないように、本当に正しい職務をこなして、そして職務を全うしていただきたいと私は思うんですけども、そのために再発防止とそして、正しく仕事ができるという方向に向けて、今後どのように取り組んでいられるのかをお尋ねして終わりたいと思います。

薄墨交通部長

この事件を受けまして、緊急にブロック別交通課長会議を開催いたしました。その後には交通課長会議等を開催しまして、公文書の重要性、あるいは交通切符も公文書であるということ、それと文書偽造事案の重大性等について指導教養を行いますとともに、本部の主管課であります交通指導課による巡回指導も実施したところでございます。

これまで以上に幹部のチェック機能を強化し、女性警察官ということでもなしに、警察官全員によるこのような不適正事案の再発防止に努めてまいりたいと考えております。

長尾委員

今日は1点だけ、ちょっと選挙期間中に御要望があったことだけお聞きしたいと思えます。

松茂町の運転免許センター、これは移転して新しくなったわけですが、私も1回免許の更新に行きました。そこで、免許の更新の際の免許証を交付されるときに、名前を呼んで渡しております。今は病院でも銀行でも、いわゆるプライバシーとか個人情報とか、そういったことに配慮して番号札を渡して、番号で呼ばれて窓口に行く。こういうことが一般的なんですけれども、本県の運転免許センターでは公布するときには名前を呼んで渡していますか。それをちょっとお聞きしたい。

薄墨交通部長

現在の状況でございますが、名前で対応させていただいております。

長尾委員

今申し上げましたように、これは女性の方からの御要望ですが、銀行や病院では番号札を渡しております。

運転免許センターでは、全く違反のない人のコースと違反した人のコースがあって、終わったときに名前を呼ばれるわけですが、少なくとも、私も少しは名前が売れているもの

だから、そこで「長尾哲見さん」と言われれば、みんなこう見るんです。見られてどうってことないんだけど、様々な事情がある中で名前を呼ばれて、そこで不利益を被るような、そういうケースも出てくるのではないかと。現に、ある女性から要望があったということでは、それなりの思いを持っている。

それで、全国的には全部名前を呼んで渡すという、何か法律などの縛りがあるんでしょうか。

薄墨交通部長

全国的には承知しておりません。全国調査はしたいと考えております。法律上の規定はなかったと思います。

長尾委員

それでは、今の時代ですから、せっかく運転免許センターが新しくなったわけですし、そういうことも含めて病院とかがもう改善されているように、この際、名前で呼ぶというのは運転免許センターでも見直したらどうかと思いますが、その見直しお考えはありますか。

薄墨交通部長

現在は9時30分までが受付時間となっております。そして、講習が始まるのが9時40分からということで、10分間の時間しかございません。そういった短時間で対応する必要性があること、それと免許証ですので、本人確認を取る必要になってまいります。そういったことから、現在は名前で対応させていただいているという状況です。

ただ、委員御指摘のとおり、プライバシーの問題、不利益を被る可能性もあるということも踏まえまして、今後全国調査等もさせていただきまして、検討させていただきたいと考えております。

長尾委員

是非、徳島県警察から今の時代に合わす形で、私は古い習慣を見直した方が良いのではないかと思いますので、今日この点だけ、念を押しておきたいと思っております。

藤田委員

先ほど児嶋県警本部長の説明の中で、今の地方と申しますか、全国の課題であろうかと思っておりますけれども、地方創生、この一翼を担う警察活動を展開していくというお話がありました。その警察活動とは、やはり治安の向上、安全で安心して住める地域を構築していくことだろうという思いがあるわけですが、具体的にはどのような活動でしょうか。

児嶋警察本部長

これは、理念というか考え方ですけれども、そもそも、犯罪や事故に遭うリスクの高い治安の悪い場所に魅力はないわけです。安全な暮らしと健全かつ公平なビジネスが保証されているような治安の土地にこそ人や企業は集まり、そしてその結果として経済や社会、

文化が発展すると、このように考えています。

その一番の基となるのは、やはり、どの土地よりも高い水準の治安であると思います。ですので、警察としては治安の面で徳島県の魅力を高めて、そのことによって地方創生、地方創生というのは、要するにその地方の魅力を高めていって、人口減少に歯止めを掛けて、総合的な地方の発展をもたらすということでもありますので、その考え方と先ほど申し上げた考え方と一致していると思いますので、そういう意味で、県警も治安の面から徳島県の魅力を深めていくことを通じて、徳島県における地方創生の一翼を担ってまいりたいという決意を述べさせていただきました。

藤田委員

非常に重要な部分でないかと思えますし、そこで県警のなすべき役割というのは、地方創生において非常に大きい部分があると思います。具体的な施策をこれからもいろいろ展開されていくとだろーと思えますので、頑張ってくださいと思います。

岸本委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩します。（11時33分）